

雜 錄

○幼稚園に關する獨逸法令

獨逸國民福利省にては一千九百三十年七月九日法令を以て幼稚園の設備及び管理に關する要項を告示した。次はその譯述全文である（兒童研究第三十五卷第六號より轉載）

第一 總 體

希望すべきことは公開的保護（保護婦、自治團體看護婦等）と親密に協同してはたらくことである。それによりて幼稚園に收容すべき兒童をば、保護婦等の發見によりて何時にても、これを收容することが出来る。

幼稚園は長休暇の間にもなるべく公開すべきである。

幼稚園の日々の公開の持續は母親の通常の勞働時間に相當して定めらるべきものである。

幼稚園は保養的保護の設備（給食、局所的療養等）をばその兒童に利用すべく試むる事を要する。

安臥療法及び空氣浴を施すことは稱揚すべきである。若し「ゾール」浴を施される場合には、同時にならざる給食の施行は中止せられねばならぬ。

第二 設 備

（甲）容積 容積はなるべく次の限界にあることを要する。

園児三十名までのものにおいて、五十平方メートルの容積を有することを要する（五メートルに一〇メートル）。これには机、椅子を含む、兒童の運動遊戯及び自由作業の場所ともなる。

二室を有すれば更に佳良である。

三十名以上のものにおいて、二個乃至それ以上

の室を要する。

兒童一人につきて一平方「メートル」半の底面積と、四乃至六立方「メートル」の空氣容積を要す。窓の面積は少なくとも床面積の五分の一を有し、日光に向ひ、換氣盤、洗濯の出來る窓掛又は錠戸を有することを要す。

通風によりて室内空氣を新にすることを要す。

床面の清潔は衛生的要求に相當して施されねばならぬ。

壁の下半部は洗濯せらるべきものであることを要する。

暖室につきては中央暖室法、「ストーブ」、蒸發皿の用意を要する。鐵製「ストーブ」ならば欄杆を要する。

洗濯室及び浴室 兒童五人乃至十人毎に一個の盥を備へ置くことを要する。その盥には水を流がすか又は汲水桶を備へねばならぬ。

兒童は銘々、手拭、食器を拭ふ布帛及び齒「ブラッシュ」を所有せねばならぬ、さうして、各個兒童所有の手拭と布帛とは他の兒童のものと別々に掛け置く事を要する。櫛も十分に備置かねばならぬ。救急處置を施すための繃帶箱を備へ置くことを要する。

便所 男と女とを別ち、室より離れ、空氣流通をよくすることを必要とする。その座席は兒童十二名乃至十五名につき一個を要し、その高さは二十四「センチメートル」なることを要する。なるべく清潔に保つことを必要とする。

衣服置場 兒童がぬぎたる衣服は特別の室に置くべきである。若し止むことを得ざるときは廊下に置かねばならぬ。

賄所 朝食の「スープ」を煮るため、又湯をつくるために賄所を要する。晝餐のためには相當の設備を必要とする。

(乙)構造 室の構造は家庭の室に相當したものであることを可とし、學校の室らしく見えざるものを可とする。家具は兒童の大きさに相當し、簡單にして取扱ひ易く、洗滌することの出来るものを可とする。

圓机を用ふるを可とする。

二三の遊戯及び作業用具は缺くべからざるものである(價値なき材料を應用すること)

晝餐の後に、横臥せしめることは佳良の價値を存するものである。

(丙)庭園 半ば蔭を有する庭園、或は遊戯場にて砂溜を有するものを要する。若し出来ることであれば近き處に存するところの庭園を借りて用ふるもよろしい。

(丁)指導者 兒童三十名以下にありては指導者として社會教育的に教養せられたる指導者一人を要する。三十名乃至六十名のものにありては、こ

の指導者の外に、同様に社會教育的に教養せられたる助手を要する。大なる幼稚園にありては、なるべく兒童指導婦 (Jugendleiterin) をしてその任に當らしめることが必要である。さうして兒童三十名を増す毎に一人の助手を要する。

指導者には一日の内に休息時間を與へ、一年間には合計四週間の休暇を與へねばならぬ。

専門的に教養せられたる指導者は室を清潔することの仕事に當るべきでない。

指導者は専門的に教養せられたる知識と經驗とにより、又親切なる心情の上よりして兒童の教育及び身體看護に當らねばならぬ。指導者は又、母の會、相談、家庭訪問等によりて幼稚園と家庭兩親との結合を親密にする事をつとめねばならぬ。これによりて一は兒童をよく理解し、一は兒童の家庭教養の上に佳良の影響を及ぼす事が出来る。

指導者は常にその地方のすべての保護機關と聯

絡せねばならぬ。

(戊)醫術的監視 幼稚園は常に醫術的に監視せられねばならぬ。特別の場合には速かに醫術的補助を加ふることを肝要とする。傳染病發生の兒童にはそれを閉鎖すること、又それを開放することにつきて醫師の意見を徴さねばならぬ。

第三作 業

幼稚園にありては、兒童に對して、日中の一定の時間又は全日を通じて、教育的及び衛生的保護を加ふべきである。

兒童はその身體的及び精神的方面を催進せられねばならぬ。兒童には遊戯と作業と、安息と運動とを交替に施して、その全方面の發達を催進せねばならぬ。

兒童が獨立して作業することにつきて特別の注意を拂ふことを要する。殊に喜悅と快活とが幼稚

園にみなざるやうにつとめねばならぬ。

家庭的作業としては兒童に、室内の秩序を保つこと、食器を洗ふこと、諸事を整頓することにつとめしめるべきである。夏季にありては小花壇の作業をなさしめることが教育の方法として善良である。これに併せて室内植物及び家畜の養護につきて指導するがよい。目的のない勞働は避くべきものである。姿勢を不良となし、或は視力を害すところの作業はすべてこれを避けねばならぬ。

學校の任務に先き廻をする事はよろしくない。兒童の身體的看護は日中の仕事を規整する事、皮膚、手髪及び齒牙の看護に注意する事、開放氣中に體操をなす事、清潔浴を施す事等によりて其目的が達せられる。殊に食事の前に手を洗ふ事及び爪を清潔にするとは必要である。一週一回、頭髮の検査を施す。若し必要なればそれよりも尙ほ頻回これを施すべきである。兒童に齒、ブラッシュ

を持ちて家庭に歸らしめ、朝早く及び食事の後に
齒牙を清淨にする事につとめさせる事を要する。

(Zeitschrift für Schulpflege und

soziale Hygiene. Mei 1931) (終)

○保姆養成機關向上の建議

關西聯合保育會にては今回の學制改革に際し、
保姆養成に關する事項の加はり居らざるを遺憾と
し、種々協議の結果左の通り決議し、京都、大阪、
神戸の委員諸氏、特に上京、東京女子高等師範學
校に倉橋主事とも打合せの上、文部大臣に對し、
左の建議をなし、尙文部當局文政審議會員の諸氏
を歴訪して、建議の趣旨を強調せられました。

建議

今次ノ學制改革ニ際シ師範教育ノ系統中ニ保姆ノ
養成機關ヲ設置セラレンコトヲ請フ

理由

現行師範教育制度ニ於テハ小學校教員養成ノ爲
ニハ師範學校アリ中等學校教員養成ノ爲ニハ高

等師範學校アリ單リ幼稚園保育者ノ爲ニ其ノ養
成ノ機關ヲ缺ケルハ國家カ幼兒保育ヲ輕視スル
モノトシ其ノ制度ノ設定ヲ見ンコトヲ要望シタ
ルコト久シ

然ルニ今次文部省ノ發表ニ係ル學制改革案ニ於
テ猶依然トシテ保姆養成ヲ閉却セルヲ見ルハ誠
ニ遺憾トスル所ナリ吾人ハ我カ國保育ノ進展向
上ノ爲之ヲ默視スルコトヲ得ス

仍テ茲ニ關西聯合保育會ノ決議ニヨリ及建議候也

昭和六年九月二十八日

關西聯合保育會

名古屋市保育會長 大 岩 勇 夫

京都市保育會長 土 岐 嘉 平

大阪市保育會長 關 一

神戸市保育會長 末 正 久 左衛門

吉備保育會長 國 富 友 次郎

右代表者

大阪市保育會長 關 一

文部大臣 田 中 隆 三 殿